

利府町中小企業・ 小規模企業者振興基本計画

令和8（2026）年4月



利府町

— 目 次 —

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 P

第1章 策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 P

第2章 利府町の現状

1. 各種統計資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 P

2. 事業所へのアンケート調査の結果・・・・・・・・ 12 P

第3章 前計画の実施状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21 P

第4章 計画

1. 計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27 P

2. 具体的な取組みと目標数値・・・・・・・・・・・・ 28 P

第5章 計画の推進体制及び役割・・・・・・・・・・・・・・ 34 P

資料編

1. 計画策定の経過及びメンバー・・・・・・・・・・・・ 37 P

2. 利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例・・・・ 38 P

3. 利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会要綱・・・・ 41 P

本町では、令和2年3月に「利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例」を制定し、その後、令和3年度から令和7年度までの5年間にわたり、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。

この度、社会経済情勢の急速な変化に対応し、本町の経済活動をさらに活性化させるべく、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする新たな「利府町中小企業・小規模企業者振興基本計画」を策定いたしました。

現在、本町は人口減少・高齢化の進行、原材料費の高騰、労働力不足など、多くの課題に直面しています。一方で、物価高騰への対応やDX推進、働き方改革など、新たなビジネスチャンスも生まれています。

本計画では、これらの課題と機会に対応するため、中小企業・小規模企業者の経営基盤強化、人材確保・育成、販路開拓、事業承継など、8つの基本的施策を掲げております。

中小企業・小規模企業者は、本町の経済と雇用を支える重要な担い手です。町といたしましては、商工会や金融機関、関係機関との連携を強化し、事業者の皆様の自主的な経営改善を全力でサポートしてまいります。

町民の皆様におかれましても、地元企業の製品やサービスのご利用を通じて、本町の産業振興にご協力いただきますよう、心よりお願い申し上げます。

令和8年4月



利府町長 熊谷 大

第1章 策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この計画は、「利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例」（令和2年利府町条例第1号）、（以下「基本条例」という。）第10条に基づき、本町の中小企業者と小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものです。

なお、本計画において基本条例第3条に掲げる「基本理念」に基づき、中小企業者と小規模企業者の振興を図ります。

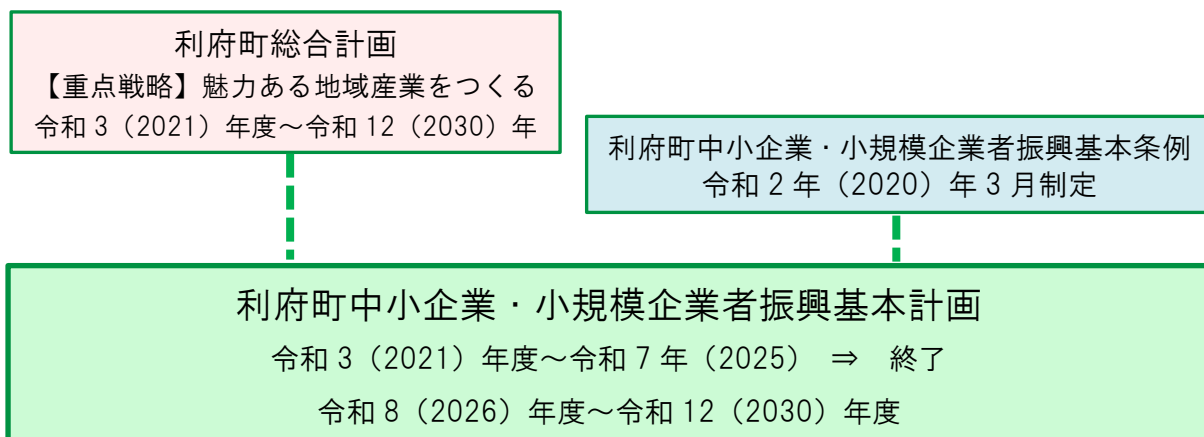
2. 計画の対象

本計画の対象は町内中小企業者及び小規模企業者です。（中小企業基本法により）

業種	中小企業者（以下のいずれかを満たすこと）		小規模企業者
	資本金額または出資総額	従業員数	従業員数
製造業・建設業 運輸業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
小売業	5,000万円以下	50人以下	

3. 計画の位置づけ

本計画は、本町の最上位計画である「利府町総合計画」（計画期間：令和3（2021）年度～令和12（2030）年度）において示されている方針や方向性を踏まえた産業全般を対象とする計画とし、整合性を保ちながら取り組んでまいります。



4. 計画期間

令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

なお、昨今の物価高騰、急速に進行する高齢化や人口減少に伴う担い手不足、ICTの進展などにより大きく変化する社会経済情勢に対応するため、適宜必要な見直しを行うこととします。

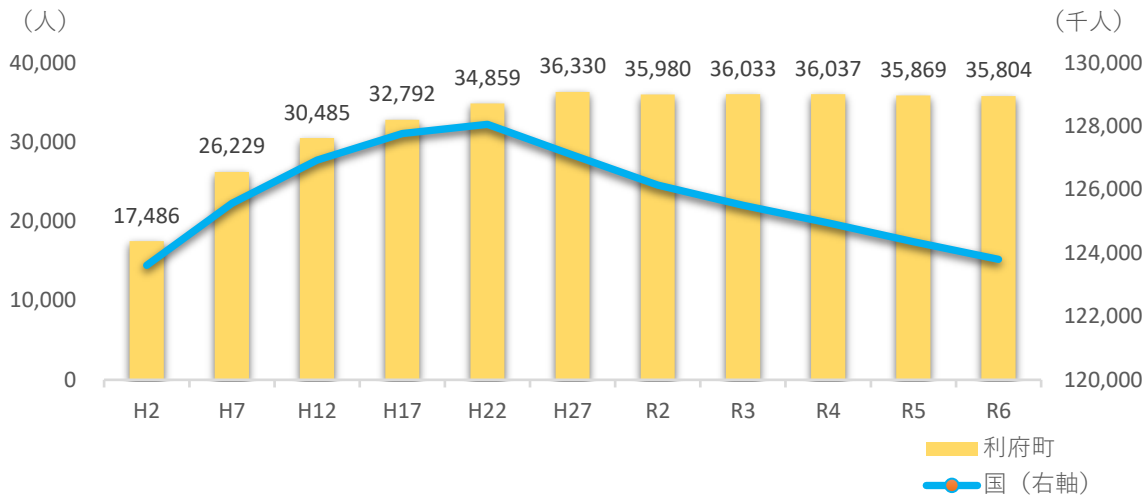
第2章 利府町の現状

1. 各種統計資料

人口について

○人口の推移

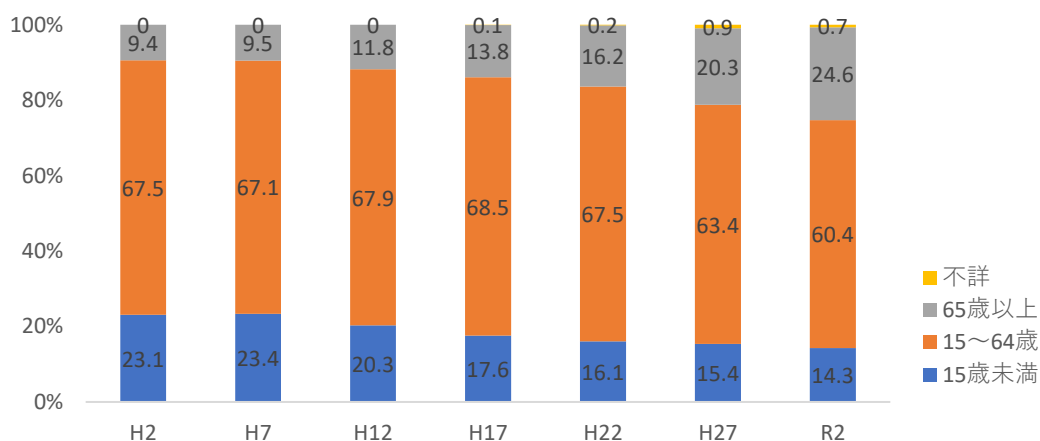
- ・昭和60年頃からの大規模住宅開発に伴い、急激な人口増加となった。
- ・国が人口減少に転じた後、微増となり、現在は横ばい・減少傾向



資料: 令和2年国勢調査、人口動態統計

○年齢3階層

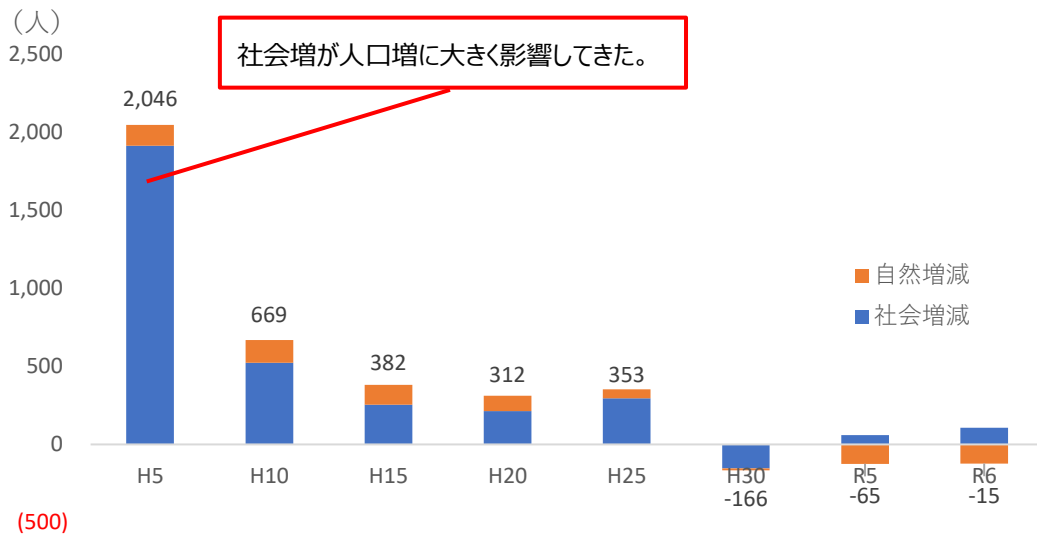
- ・人口増加の中でも「少子高齢化」が確実に進行
- ・「少子高齢化」は「人口増減」と同レベルの課題



資料: 令和2年国勢調査

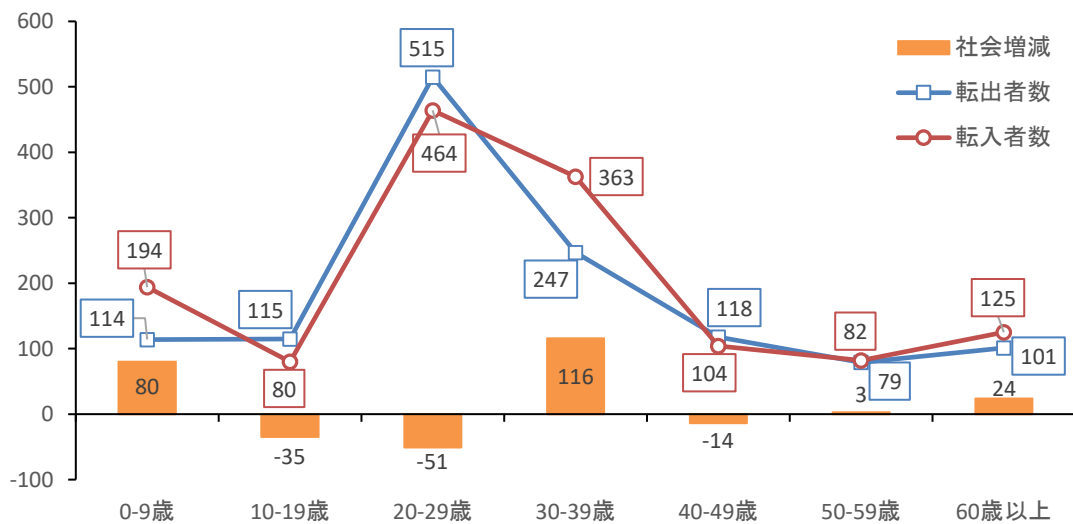
○自然増減・社会増減

- ・平成 27 年から転入数よりも転出数が多くなっている。
- ・平成 30 年には、社会増減・自然増減ともに減少
- ・令和 6 年に、社会増減が微増



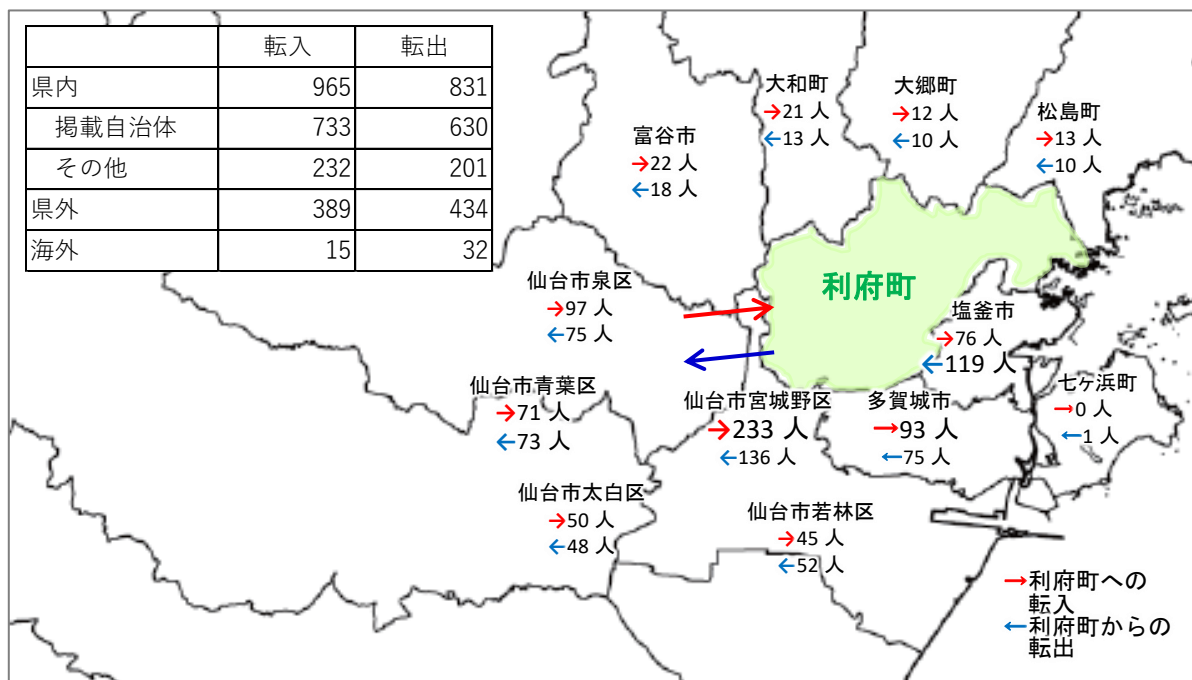
○転入・転出の年齢構成（令和 6 年）

- ・進学、就職を機とした 10 歳代・20 歳代の流出が多い。
- ・子育て世代（主に 30～39 歳）、0～9 歳については、増加している。



○転入・転出の状況（令和6年）

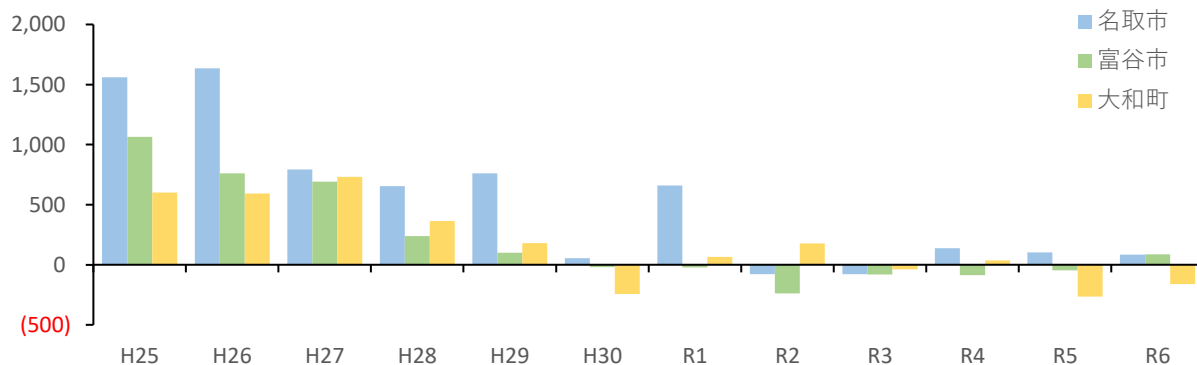
- ・ 仙台市宮城野区や泉区、多賀城市からの転入が多い。
- ・ 特に、利便性の高い仙台市内や、塩釜市、多賀城市などの近隣自治体への転出が多い。



資料: 町民課戸籍住民係「住民基本台帳」

○他市町村の人口推移（人口増加を図っている近隣自治体）

- ・ 宮城県では、少子高齢化や若年層の県外流出などの影響で、10年連続で人口が減少。
- ・ 名取市は、仙台空港アクセス鉄道の2駅周辺地区のブランドイメージから、過去の区画整理事業の地区において、人口が増加していたものの、近年では横ばいで推移。
- ・ 大企業の立地により、H25～26にかけて大幅な人口増を遂げた富谷市、大和町も、近年では横ばいで推移。

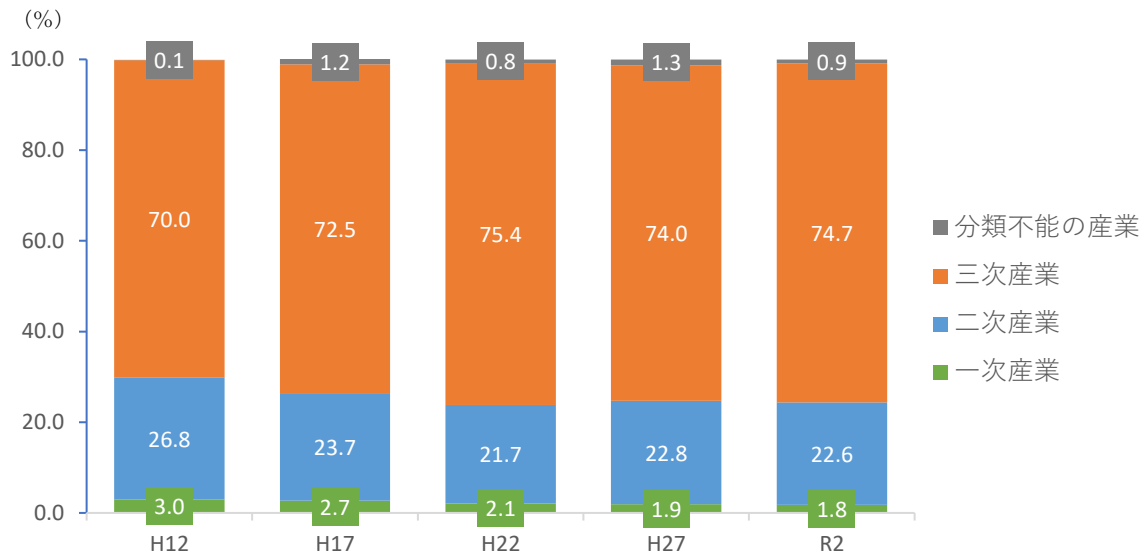


資料: 住民基本台帳人口移動報告

産業について

○産業構造

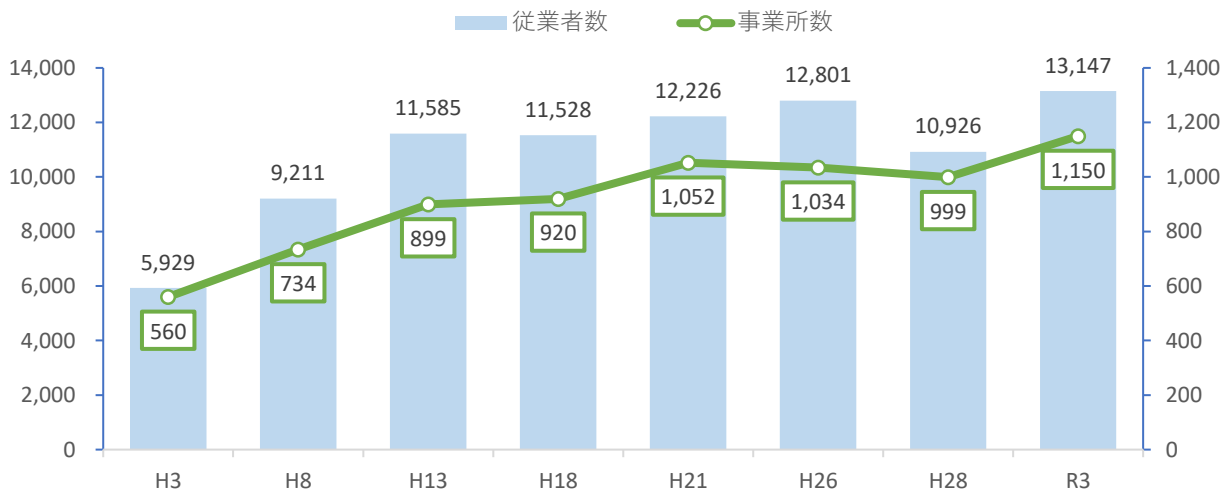
- ・本町の産業構造を就業者数で見ると第三次産業が75%、第二次産業が23%
- ・梨、カキ、ワカメ等が特産品であるが第一次産業はわずか2%



資料: 令和2年国勢調査

○事業所、従業員の推移

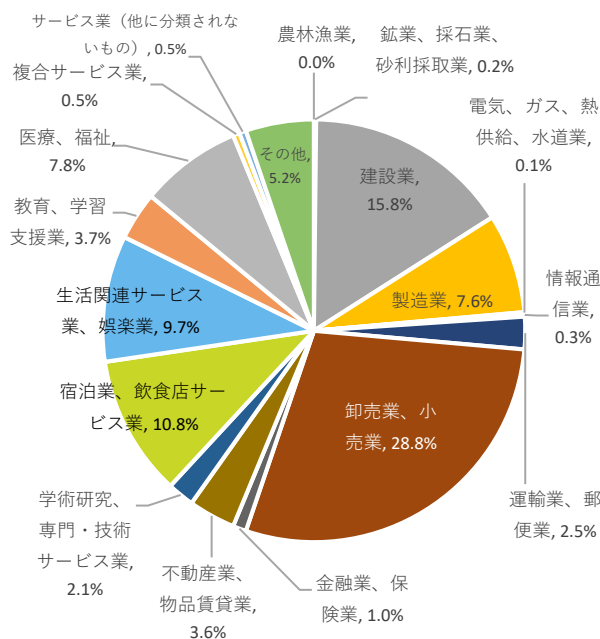
- ・人口増加に伴い事業所・従業員数も増加してきた。



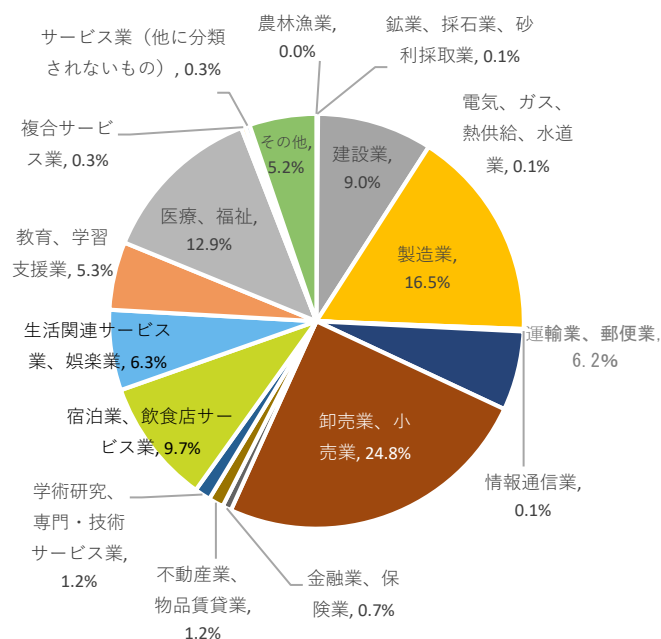
資料: 事業所・企業統計調査、令和3年経済センサス基礎調査

○事業所、従業者の割合（令和3年）

事業所割合



従業者割合



資料：令和3年経済センサス-基礎調査

○各種団体事業者数

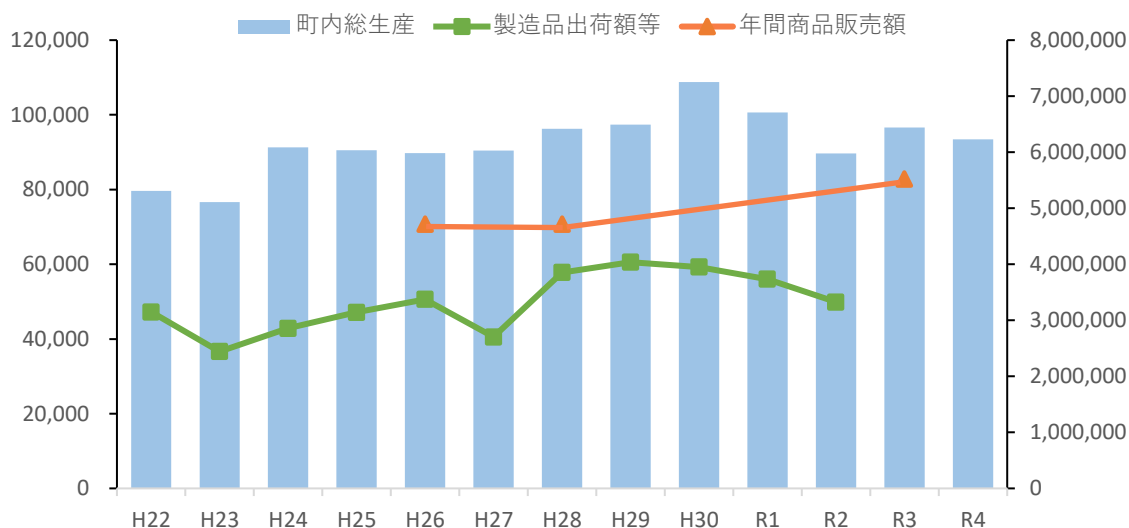
- ・ 経営に関する相談や各種補助制度等のサポートをし、地域の振興につなげるため、利府松島商工会会員の増加を図る。
- ・ 産業振興協議会の会則でもある中小企業・小規模企業者の相互連絡協調を図り、地域経済の向上を目的に幅広い業種の会員を拡げることが求められる。

団体名	会員数
利府松島商工会（利府）	555社
利府町産業振興協議会	89社

資料：令和7年4月1日現在

○町内総生産額等

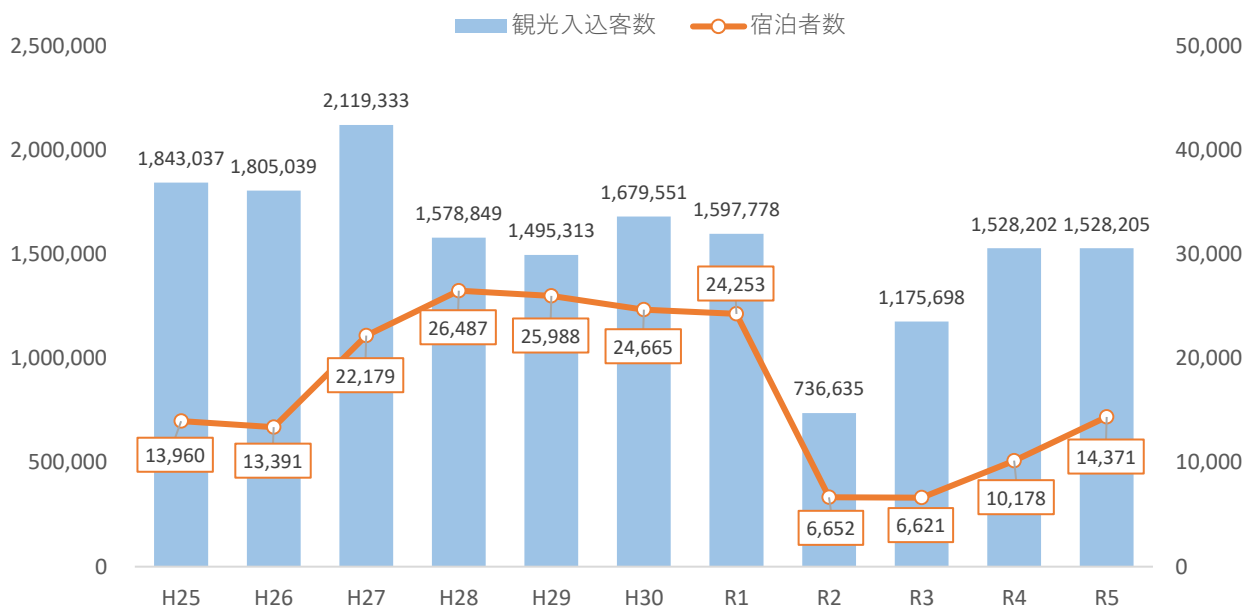
- ・人口増加に伴い町内総生産額も増加してきたが、令和2年には新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少。



資料:宮城県市町村民経済計算、令和3年経済センサス-活動調査

○観光客入込数・宿泊数

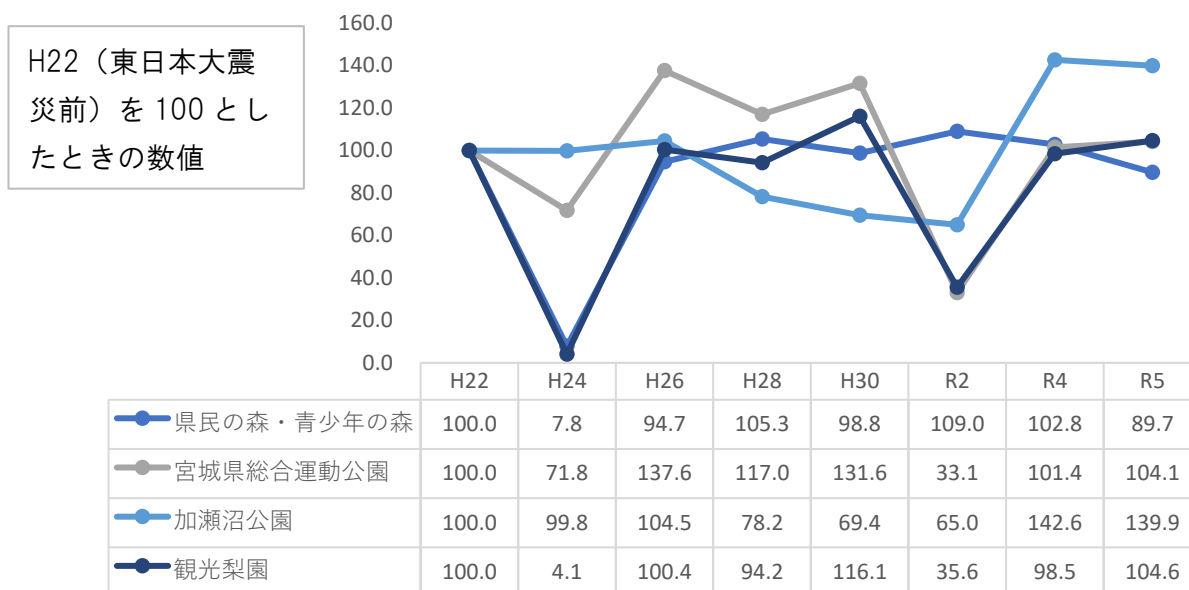
- ・観光客は平成27年に大きく増加（ジャニーズ「嵐」コンサート）
- ・宿泊者数は、令和2年に新型コロナウイルス感染症の影響で減少したものの近年は増加傾向



資料:宮城県観光統計概要

○地点別の入込客数とH22（震災前）からの変化率

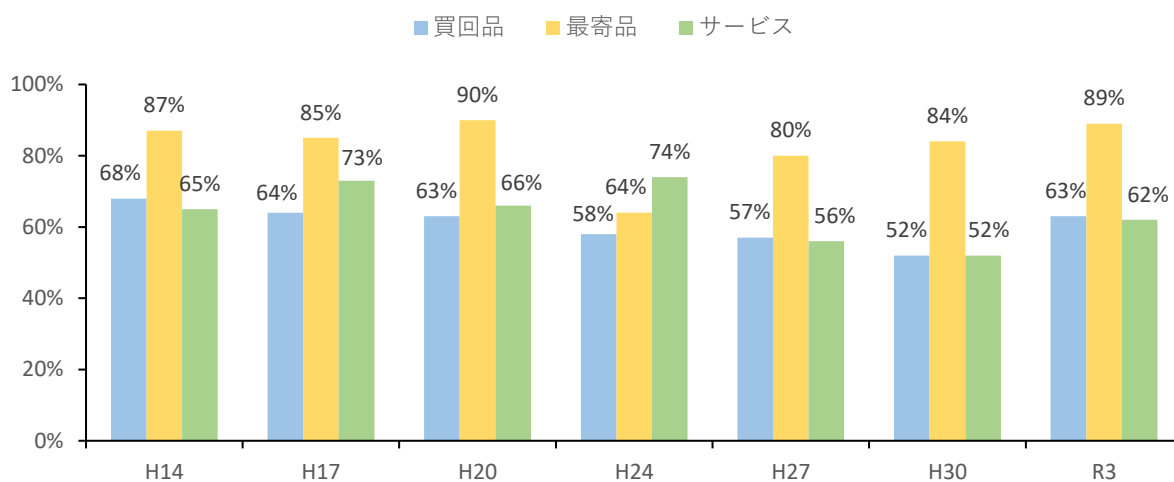
- ・ 東日本大震災以前の水準程度まで回復
- ・ 宮城県総合運動公園、J R東日本新幹線総合車両センター等は近年増加傾向にある。



資料：宮城県観光統計概要

○地元購買率

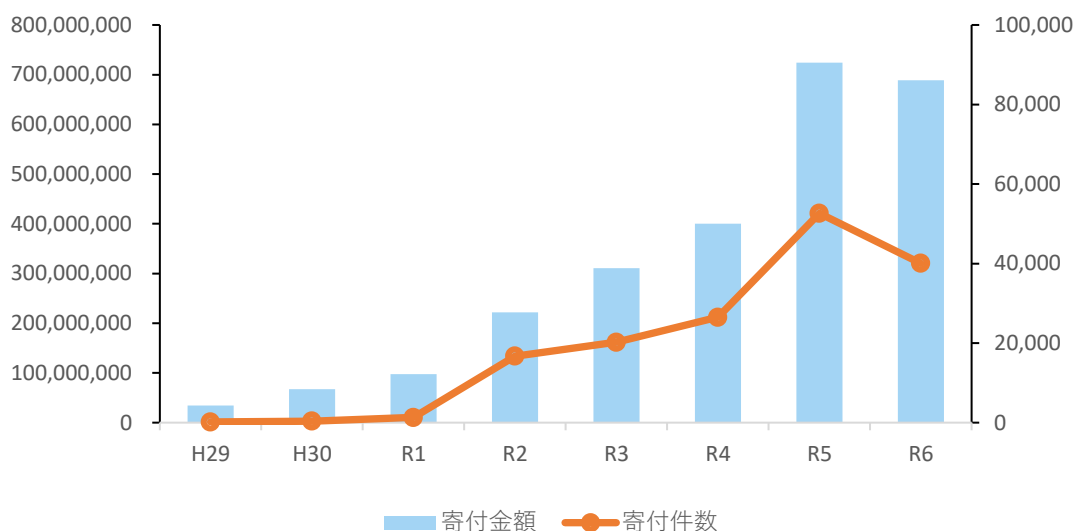
- ・ 近年では、商業施設の立地等により、買回品・最寄品の購買率が増加傾向にある（利便性の向上）。



資料：宮城県の商圈 消費購買動向調査

〇ふるさと納税 寄付金額・寄付件数

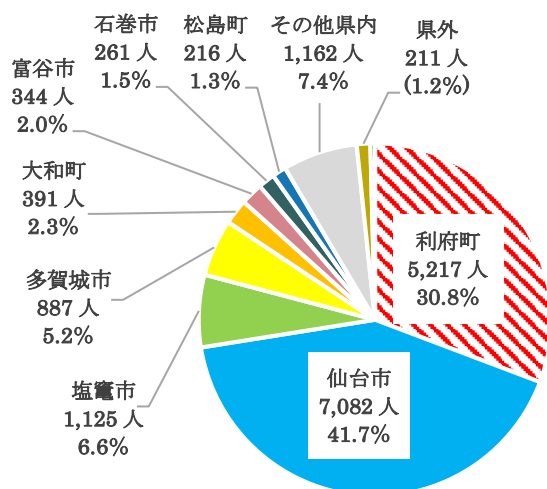
- ・平成29年以降は寄付金額、寄付件数ともに大きく増加（「さとふる」開設）
- ・令和7年には、ポータルサイト数27サイト、返礼品数700品目に到達。
- ・返礼品掲載事業者59社、掲載返礼品714品（令和7年11月時点）



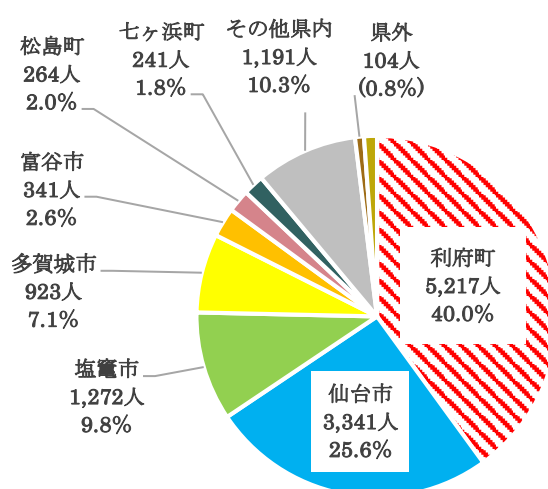
創業年数

- ・利府町民のうち、仙台市への通勤者が約4割を占める。
- ・利府町で就業・就学する方のうち、半数以上が他市町村の居住者となっている。

利府町居住の就業者 16,968人

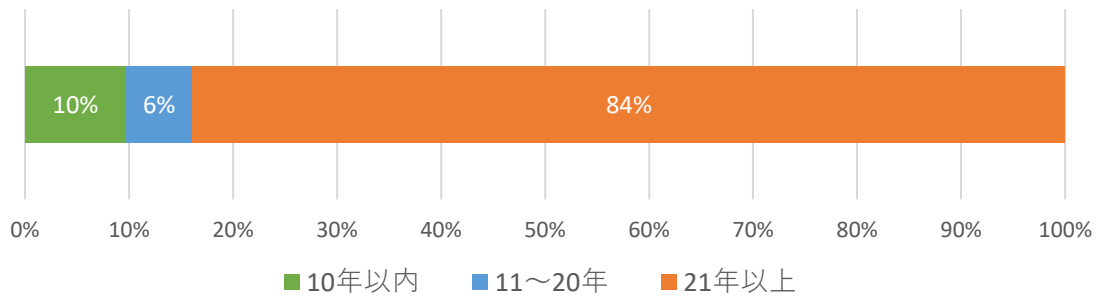


利府町で就業する者 13,045人



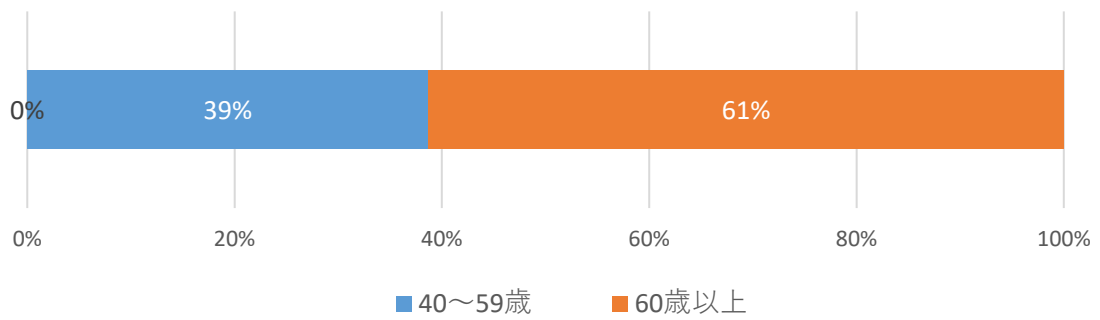
資料: 令和2年国勢調査

○創業年数



資料: 独自アンケート調査

○代表者の年齢



資料: 独自アンケート調査

2. 事業所へのアンケート調査の結果

(1) 調査の趣旨

中小企業・小規模企業者の基本的な計画を作成することに伴い、地域経済の現状を把握し、事業所に対する適切な制度利用の促進及び今後の支援策等の検討を行うことを目的に調査を実施した。

(2) 回答期間

令和7年9月1日（月）～令和7年10月24日（金）

(3) 調査対象事業所（依頼先）

利府町産業振興協議会会員	89社
利府松島商工会会員	350社

(4) 回答数 31社

1. 業種

製造業	8
建設業	8
サービス業	5
医療・福祉	1
宿泊業	0
金融業	1

卸売・小売業	3
不動産・物品賃貸業	1
飲食業	1
交通運輸業	1
生活関連・娯楽	1
合計	31

2. 創業年数

10年以内	3
11～20年	2
21年以上	26

3. 代表者の年齢

40歳未満	0
40歳～59歳	12
60歳以上	19

4. 従業員数

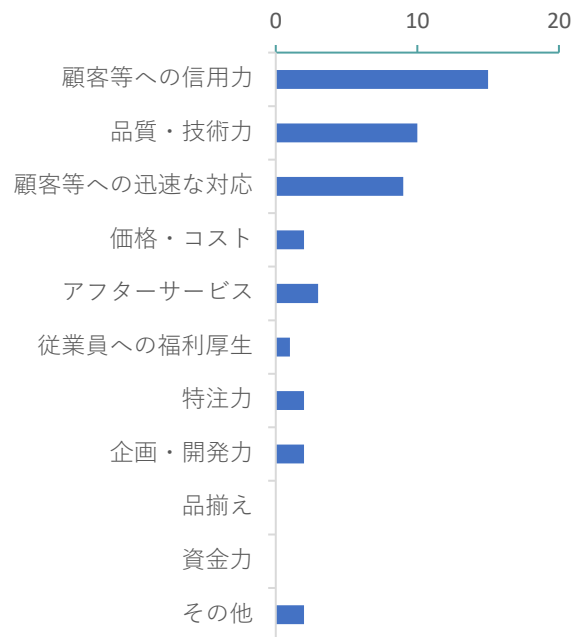
5人以下	10
6～20人以下	9
21人～100人以下	7
101人以上	5

5. 事業規模に対する満足度

満足している	14
満足していない	16
未回答	1

6. 自社の強み

顧客等への信用力	15
品質・技術力	10
顧客等への迅速な対応	9
価格・コスト	2
アフターサービス	3
従業員への福利厚生	1
特注力	2
企画・開発力	2
品揃え	0
資金力	0
その他	2

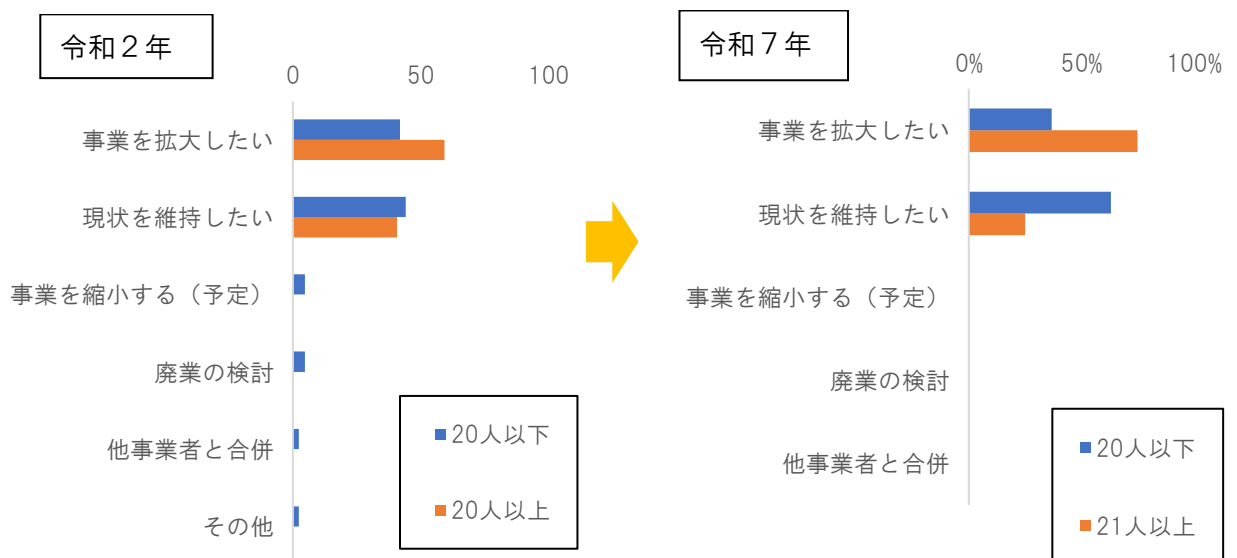


7. 今後の事業の方向性について

事業を拡大したい	16
現状を維持したい	15
事業を縮小する（予定）	0

廃業の検討	0
他事業者と合併	0
その他	0

○従業員数別—今後の事業方向性

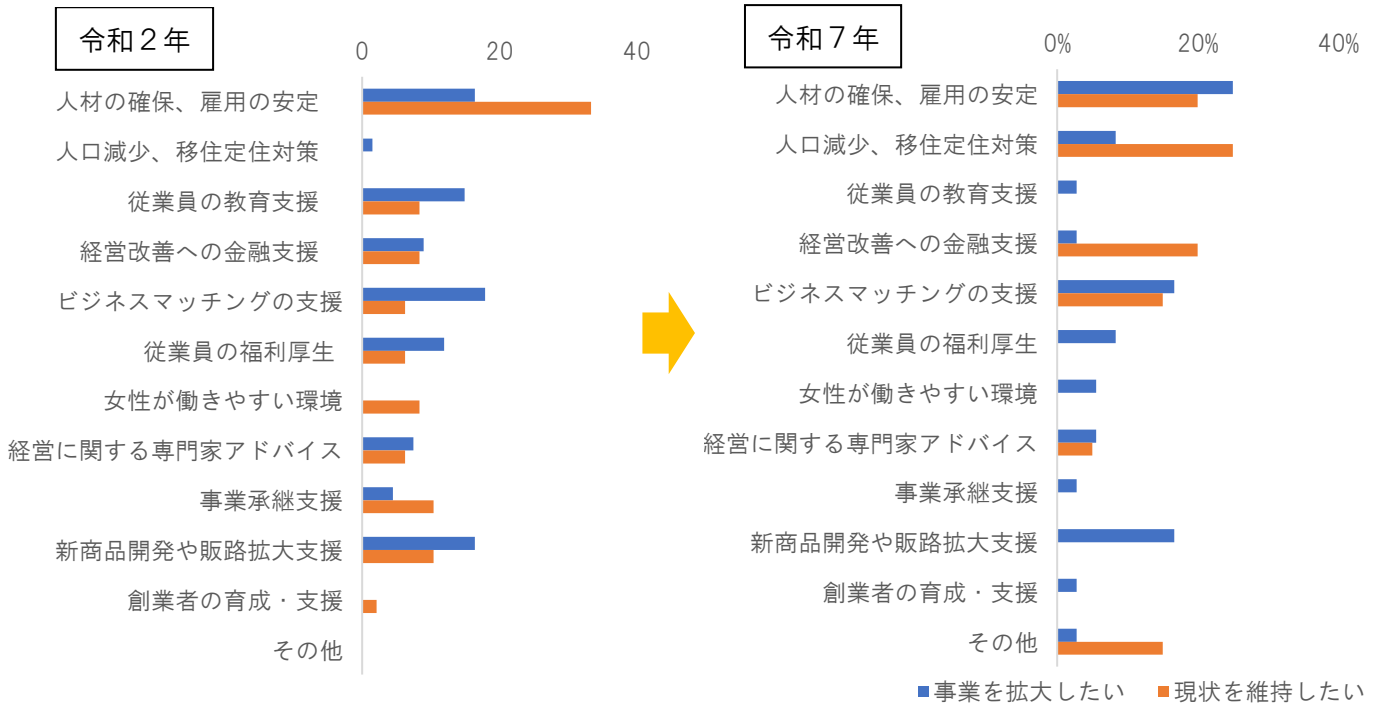


8. 現在感じている事業課題

施設・設備の更新	14
生産性の向上	9
資金確保、融資制度の活用	4
事業承継	6
事業者間の交流・連携	8
販路開拓	10

受注機会の確保	11
新技術・新商品の開発	8
人員確保	14
人材育成	13
働きやすい環境整備	4
その他	0

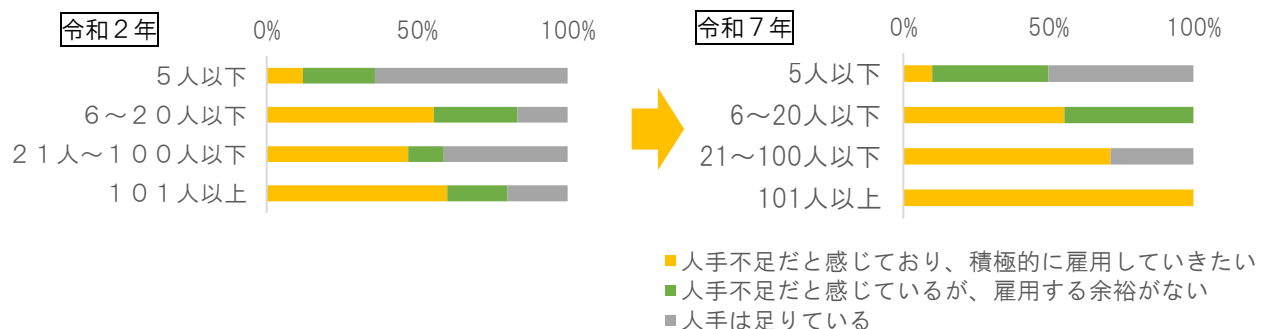
○今後の事業の方向性—現在感じている事業課題



9. 従業員数に対して感じること

人手不足だと感じており、積極的に雇用していきたい	16
人手不足だと感じているが、雇用する余裕がない	8
人手は足りている	7

○従業員数別—従業員数について感じること

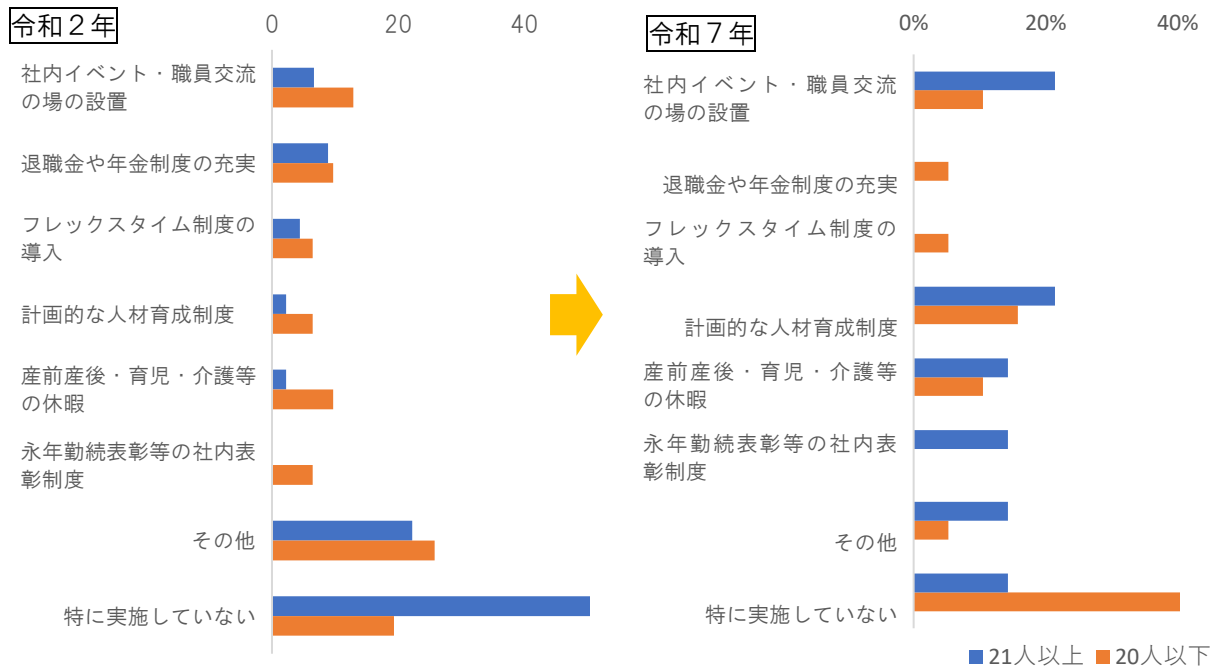


10. 働きやすい環境づくりのために工夫していること

退職金や年金制度の充実	1
計画的な人材育成制度	6
社内イベント・職員交流の場の設置	8
産前産後・育児・介護等の休暇	7

永年勤続表彰等の社内表彰制度	4
フレックスタイム制度の導入	2
その他	3
特に実施していない	10

○従業員数別—働きやすい環境づくりのために工夫していること



11. 後継者（事業承継）についての考え

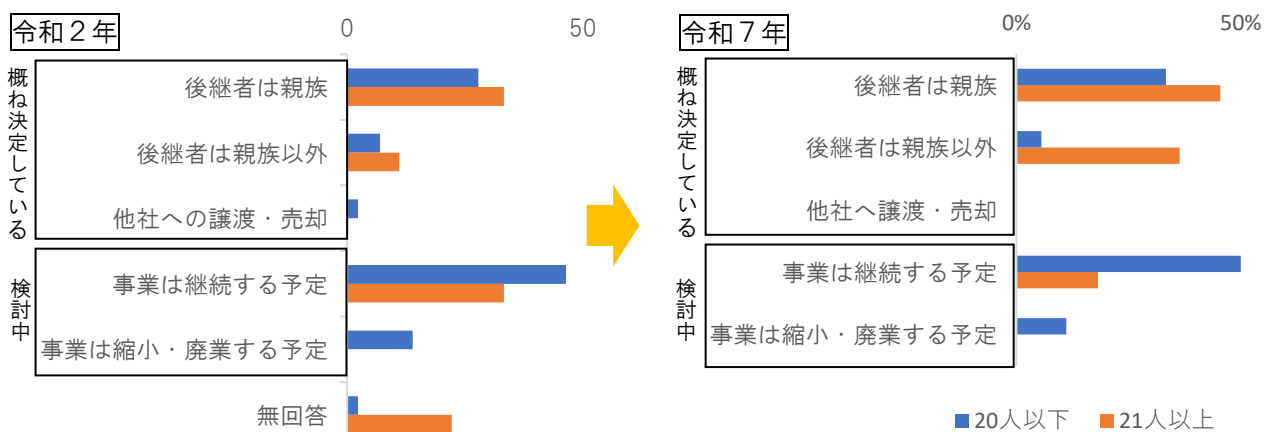
後継者は概ね決定している

後継者は親族	11
後継者は親族以外	5
他社への譲渡・売却	0

検討中

事業は継続する予定	11
事業は縮小・廃業する予定	2

○従業員数別—後継者（事業承継）についての考え



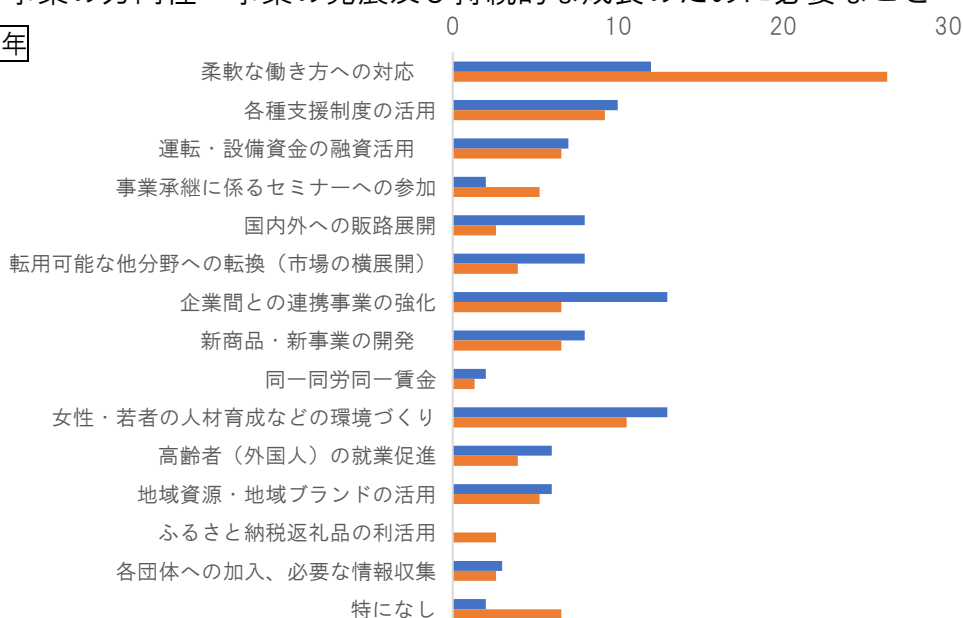
1 2. 事業の発展及び持続的な成長のために、必要だと考える取り組み

柔軟な働き方への対応	14
各種支援制度の活用	9
運転・設備資金の融資活用	4
事業承継に係るセミナーへの参加	0
国内外への販路展開	3
転用可能な他分野への転換 (市場の横展開)	3
企業間との連携事業の強化	8
新商品・新事業の開発	7

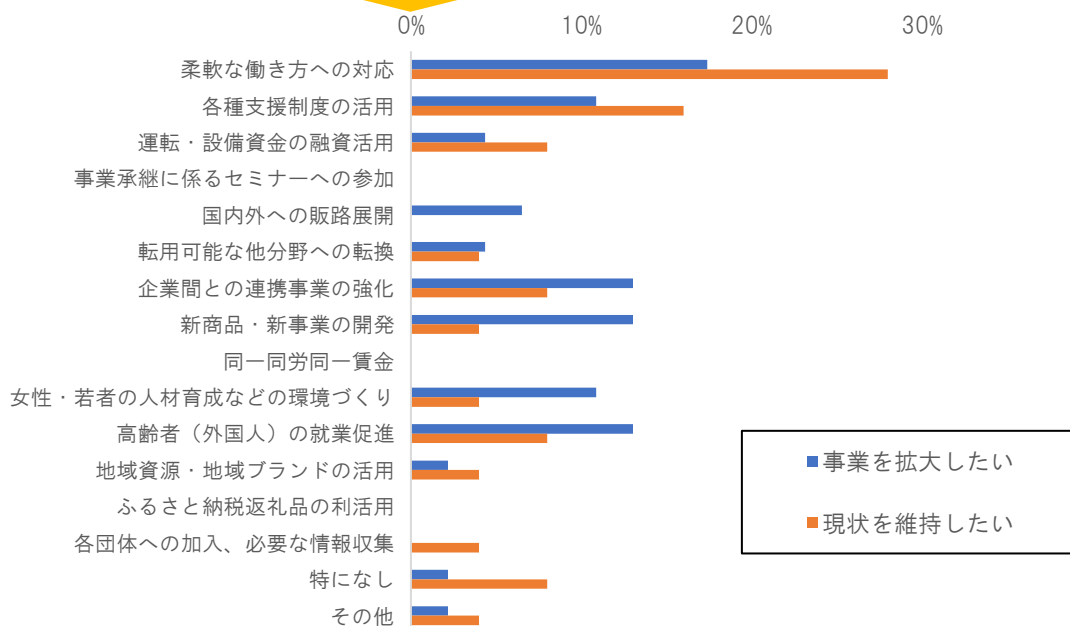
同一同労同一賃金	0
女性・若者の人材育成などの 環境づくり	5
高齢者（外国人）の就業促進	8
地域資源・地域ブランドの活用	2
ふるさと納税返礼品の利活用	0
各団体への加入、必要な情報収 集	1
特になし	3
その他	2

○今後の事業の方向性—事業の発展及び持続的な成長のために必要なこと

令和2年



令和7年



1 3. 町外への移転について

移転を検討している	0
予定はないが、移転の可能性はある	7
移転する予定はない	20
わからない	3
未回答	1

○移転しようとする理由

- ・ 建屋の劣化
- ・ 現在の事業所が狭い
- ・ 地域性もあり人材の確保が難しい
- ・ 公共交通機関の利便性が悪い（企業活動向けでない）

1 4. 今後、公的機関へ求める支援

人材の確保、雇用の安定	13	女性が働きやすい環境	2
人口減少、移住定住対策	8	経営に関する専門家アドバイス	3
従業員の教育支援	1	事業承継支援	1
経営改善への金融支援	5	新商品開発や販路拡大支援	6
ビジネスマッチングの支援	9	創業者の育成・支援	1
従業員の福利厚生	3	その他	4

○その他

- ・ 宅地開発の継続
- ・ 企業とのコミュニケーション)

1 5. その他意見

- ・ 町や他企業との共同イベントを含めて積極的に相互協力し、地域を盛り上げていきたい
- ・ 入札等で地元優先にしてほしい
- ・ 町内企業の交流の機会を増やしたい

○基本的施策に関わる意見・要望

① 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること。 (資材・設備・技術・人材・情報等、経営資源の確保や充実)

- ・若手人材が確保できない
- ・就職説明会、セミナー、インターンシップなど就職斡旋支援をしてほしい
- ・入札案件が少ない
- ・各団体が借りられる事務所（貸オフィス等）を増やしてほしい

② 資源調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること。 (効果的で利用しやすい融資制度の充実、その他の資金供給)

- ・原材料費の高騰により安定した資金調達ができない
- ・助成金、補助金等を拡充してほしい
- ・助成金、補助金等の情報提供や申請補助といった支援をしてほしい
- ・制度があっても上限金額が低いため使わない
- ・低金利の融資、返済期間の緩和を検討してほしい

③ 事業承継、新事業の創出及び起業支援に関すること。 (後継者の円滑的な事業承継、新たな創業の掘り起こしやその支援)

- ・研修やセミナーを開催してほしい（経営学など）
- ・若手人材が少なく、事業承継が難しい
- ・金融機関と連携して起業支援を拡充してほしい
- ・新事業推進のための人員の確保と育成が課題

④ 国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関すること。 (地域資源の販路の拡充、安定的な受注の確保)

- ・町内企業の受注機会を増やしてほしい
- ・町内企業でこのテーマについての検討会の実施したい
- ・販路拡大につながるイベントや支援機関の情報を教えてほしい
- ・海外やECでの販路拡大について、セミナーや専門家のアドバイスがほしい

⑤ 新技術及び新商品の開発等に関すること。
(技術・商品開発の支援)

- ・ 助成金、補助金の拡充
- ・ 新商品開発のための設備投資を支援してほしい
- ・ 専門家を招いたセミナーや研修会を実施してほしい
- ・ 旧態の物づくりでは生き残れない

⑥ 人材育成及び雇用の安定に関すること。
(従業員の育成、雇用に関する相談、職業紹介事業の充実、就業者の定着)

- ・ 人材育成の研修があるとよい
- ・ 業務内容が特殊で雇用が難しい
- ・ 社員の定着のために風通しの良い職場を心がけている
- ・ 外国人労働者雇用に向けた支援をしてほしい
- ・ 町内企業への就職斡旋をしてほしい

⑦ 地域資源の活用及び地場産業の促進に関すること。
(地域・観光資源の利活用による産業の拡大を図る)

- ・ 行政との連携を増やしたい
- ・ 販売促進力向上のために企業間での連携、ブランディング強化を実施したい
- ・ 観光資源の創出と利活用（りふレ横丁、鉄道など）

⑧ 町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、
大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること。
(各機関との連携を促進)

- ・ さらなる町内企業の連携、情報交換、共同開発等があるとよい
- ・ 各団体がもっと連携すべき

以上

第3章 前計画の実施状況

1. 計画の概要

本計画は、「利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例」に基づき、本町の中小企業等の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定したものの。

2. 計画期間

令和3年度から令和7年度まで（5年間）

3. 基本的施策

1. 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること
2. 資源調達の手軽化を図るための融資制度等に関すること
3. 事業承継、新事業の創出及び起業支援に関すること
4. 国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関すること
5. 新技術及び新商品の開発等に関すること
6. 人材育成及び雇用の安定に関すること
7. 地域資源の活用及び地場産業の促進に関すること
8. 町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること

4. 基本的施策の主な取組状況

基本的施策1 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること

重点課題 生産性向上や事業拡大等での経営基盤の強化

◆先端設備等導入促進計画の認定及びものづくり補助金の利用促進

先端設備等導入促進計画の認定により、中小企業等が生産性を高めるために取得した設備に係る固定資産税を軽減する税制支援を行った。

評価指標	R2	目標値	実績
先端設備等導入促進計画の認定件数	10	20	2
B C P 計画に係るセミナー・個別相談会開催件数	0	5	0

基本的施策2 資源調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること

重点課題 融資制度の見直し及び活用

◆利府町中小企業振興資金融資制度 【新規融資件数 134件（R7.3月末現在）】

◆利府町中小企業振興資金融資制度利率の引き下げ

令和5年度には、提携する金融機関の協力により、一般融資における長期（1年以上）の融資利率を0.1%引き下げ、1.6%として中小企業者等の資金繰りを支援するとともに当該制度の利活用を促進した。

◆利府町中小企業振興資金融資制度融資枠の拡大

令和6年度、各金融機関へ預け入れる預託金額を4,150万円から4,300万円に増額、令和7年度からは5,500万円に増額し、より多くの中小企業者を支援できる体制を整えた。

参考（融資実績）

	区分	利率	新規件数	融資額（円）
令和3年度	一般資金	1.7（1.5）	19	103,640,000
	創業支援	1.0	1	1,000,000
令和4年度	一般資金	1.7（1.5）	30	227,204,000
	創業支援	1.0	4	9,000,000
令和5年度	一般資金	1.6（1.5）	23	167,585,500
	創業支援	1.0	5	15,900,000
令和6年度	一般資金	1.6（1.5）	41	282,601,000
	創業支援	1.0	11	44,170,000
令和7年度 （9月末時点）	一般資金	1.6（1.5）	17	148,043,000
	創業支援	1.0	7	35,300,000

評価指標	R2	目標値	実績
振興資金の新規利用事業者数	29	39	158

基本的施策3 事業承継、新事業の創出及び起業支援に関すること

重点課題 ①事業承継の促進

②新事業の創出・起業支援の促進

◆関係機関との連携

県事業承継ネットワーク、事業引継支援センターと連携した相談体制を構築した。

◆利府町中小企業振興資金融資制度（創業支援資金）【新規融資件数 21 件（R7.3 月末現在）】

◆企業立地優遇制度【奨励金利用件数 2 件（R3.4 月～R7.3 月末）】

◆利府町新事業チャレンジ応援助成金事業

中小企業等の経営環境の変化を捉えた新たな取組を推進するため、生産性の向上や販路開拓、新商品や新サービスの開発に挑戦する中小企業等に対し、助成金を交付した。【助成金交付件数 19 件（内、新事業の創出 8 件）】

評価指標	R2	目標値	実績
ビジネスマッチング事業開催回数	0	5	1
創業支援計画支援に伴う創業者数	0	2	5
企業誘致数	3	5	1

基本的施策4 国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関すること

重点課題 販路開拓に向けた支援、受注機会の確保

◆異業種間交流、ビジネスマッチング事業体制の構築

各種団体において、交流会等による人脈形成や情報交換の機会を提供した。また、令和4年には、利府町産業振興協議会の協力のもと、町内企業4社が自社の製品やサービス、取り組み等を紹介する「企業マッチングプレゼンテーション」を開催し、新たなビジネスチャンス、マッチングの機会を提供した。

◆関係機関との連携

日本貿易振興機構仙台貿易情報センター（ジェトロ仙台）やみやぎ産業振興機構、公益財団法人仙台市産業振興事業団などとの相談体制を構築した。

評価指標	R2	目標値	実績
専門家による派遣件数	0	10	2
ビジネスマッチング事業開催回数（再掲）	0	5	1

基本的施策5 新技術及び新商品の開発等に関すること

重点課題 産学官金・異業種連携の促進

◆利府町新事業チャレンジ応援助成金事業（再掲）

中小企業等の経営環境の変化を捉えた新たな取組を推進するため、生産性の向上や販路開拓、新商品や新サービスの開発に挑戦する中小企業等に対し、助成金を交付した。【新商品の開発 6 件 15 品】

◆専門家の派遣

産学官連携として、仙台市産業振興事業団を通じて大学教員等の専門家を企業へ派遣し、企業の課題解決に向けた技術支援等を実施した。

評価指標	R2	目標値	実績
新たな商品開発数	11	13	15
専門家による派遣件数	0	5	2

基本的施策6 人材育成及び雇用の安定に関すること

重点課題 ①人手不足への対応

②柔軟な働き方及び働きやすい環境整備

◆町内企業の情報発信

十符の里ALL RIFU産業祭において、町内企業が取り扱う製品や商品の展示のほか、企業紹介動画の上映、体験型のイベントブースを設置し、来場者に町内企業の魅力をPRした。

主に利府町産業振興協議会と連携し、キャリアシップ事業として町内の中学生の受け入れを実施した。

◆就職相談会等の開催

県の就職支援、採用支援業務を受託する「みやぎシゴトサポーター」と連携した就職相談会を開催し、町内就業の促進を図った。【就職相談会 6 回/企業説明会 1 回】

◆障がい者雇用の促進

令和6年12月に「りふ・みやぎ障がい者雇用推進ネットワーク」を設立し、町内企業及び関係機関による意見交換や障がい者雇用に関するセミナー等を実施した。

評価指標	R2	目標値	実績
町内で働く町民の割合	29.8%	33.0%	-

基本的施策7 地域資源の活用及び地場産業の促進に関すること

重点課題 地域資源の活用の促進及び魅力の発信

◆地場産品の出品、セールス

県内外で行われた各種イベント等において、地域資源を活用した地場産品を出品・販売し、積極的に本町の魅力を発信した。

◆ふるさと納税返礼品の拡充

広告の強化や、返礼品事業者及び中間事業者との連携の強化、利府町新事業チャレンジ応援成金事業を活用した新商品開発等により、返礼品を拡充した。

【返礼品数 610品(対前年度比 160品増)、寄付件数 40,080件(対前年度比 12,770件減)、寄付金額 6億8千万円(対前年度比 4千万円減)】

評価指標	R2	目標値	実績(R6)
ふるさと納税寄付件数	1,307	2,000	40,080
町内の産業に誇りや魅力を感じる町民の割合	38.6%	42.0%	-
観光入込客数	1,597,778	1,650,000	1,529,288

基本的施策8 町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること

重点課題 事業者や関連機関との連携の強化

◆関係機関との連携強化

利府松島商工会や利府町産業振興協議会など各種団体との意見交換により、連携の強化に取り組んだ。

◆事業者の交流の場の創出及び周知

利府町産業振興協議会での会員交流をはじめ、tsumikiでの交流パーティーやオープンイノベーションツアー等の周知を図った。

評価指標	R2	目標値	実績
ビジネスマッチング事業開催回数(再掲)	0	5	1

その他 新型コロナウイルス感染症対策関連事業

◆利府町小規模企業者等事業継続支援金事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国の「事業復活支援金」において、売上減少率を 30%以上で申請し給付決定を受けた小規模企業者等（個人事業者を含む）に支援金を支給した。【交付件数 284 件（法人 153 件、個人 131 件）】

◆2022 利府町プレミアム商品券事業

コロナ禍等による物価高騰の影響を受ける地元事業者や町民生活を支援するため5割増商品券を販売し、消費喚起による地域経済の活性化を図った。

【一冊 15,000 円を 10,000 円で販売、販売数 13,900 冊、換金額 207,622,000 円】

第4章 計画

1. 計画の体系

前計画に引き続き、基本条例第10条に示した8つの基本的施策ごとに、町内中小企業・小規模企業者へのアンケート調査結果や統計資料等により、課題を抽出し、各種施策を展開します。

	基本的施策	重点課題
1	経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること	生産性向上や事業拡大等での経営基盤の強化
2	資源調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること	融資制度の見直し及び活用
3	事業承継、新事業の創出及び起業支援に関すること	① 事業承継の促進 ② 新事業の創出・起業支援の促進
4	国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関すること	販路開拓に向けた支援、受注機会の確保
5	新技術及び新商品の開発等に関すること	産学官金・異業種連携の促進
6	人材育成及び雇用の安定に関すること	① 人手不足への対応 ② 柔軟な働き方及び働きやすい環境整備
7	地域資源の活用及び地場産業の促進に関すること	地域資源の活用の促進及び魅力の発信
8	町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること	事業者や関連機関との連携の強化

2. 具体的な取組みと目標数値

基本的施策
1

経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること

重点課題

生産性向上や事業拡大等での経営基盤の強化

●対策

○町の具体的な取り組み

- ・ 先端設備等導入促進計画の認定及びものづくり補助金の利用促進
- ・ I T ・ A I 等の生産性向上に係る設備投資への支援
- ・ 事業者の B C P 計画策定に係る関係機関との連携

○事業者が必要な取り組み

- ・ I T ・ A I 等の導入による生産性の向上を促進（業務の効率化）
- ・ 人材の育成による技術の継承
- ・ 各種支援制度、補助金の積極的活用
- ・ B C P 計画の策定 ※災害時において、事業を早期に復旧し、継続することで、企業を守り従業員雇用を維持することにより企業価値を高める計画

●目標数値

評価指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)
先端設備等導入促進計画の認定件数	13件	20件
I T ・ A I 等に係るセミナーの開催回数	0回	5回
B C P 計画に係るセミナー・個別相談会開催件数	0回	5回

重点課題

融資制度の見直し及び活用

● 対策

○ 町の具体的な取り組み

- ・ 低金利で利用しやすい融資制度の継続および周知（利府町中小企業振興資金）
- ・ 経済状況等を踏まえた定期的な制度の見直し（利府町中小企業振興資金）
- ・ 各種融資制度等の周知、情報提供
- ・ 関係機関との連携強化、情報共有

○ 事業者が必要な取り組み

- ・ 事業計画・経営計画等の作成、見直し
- ・ 町の制度融資をはじめ国や県の融資制度等も積極的に活用

参考（融資実績）

	利府町中小企業振興資金			
	区分	利率	件数	融資額（円）
令和3年度	一般資金	1.7（1.5）	19	103,640,000
	創業支援	1.0	1	1,000,000
令和4年度	一般資金	1.7（1.5）	30	227,204,000
	創業支援	1.0	4	9,000,000
令和5年度	一般資金	1.6（1.5）	23	167,585,500
	創業支援	1.0	5	15,900,000
令和6年度	一般資金	1.6（1.5）	41	282,601,000
	創業支援	1.0	11	44,170,000
令和7年度 （9月末時点）	一般資金	1.6（1.5）	17	148,043,000
	創業支援	1.0	7	35,300,000

● 目標数値

評価指標	現状値（R7）	目標値（R12）
振興資金の新規利用事業者数	158件	180件

重点課題

①事業承継の促進

②新事業の創出・起業支援の促進

●対策①

○町の具体的な取り組み

- ・ 県事業承継ネットワーク、事業引継支援センターと連携した相談体制の構築
- ・ 研修会、セミナー等の実施
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業体制の構築

○事業者が必要な取り組み

- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業、各種セミナー等への参加

●対策②

○町の具体的な取り組み

- ・ 新事業・創業のための融資、補助金制度、事業拠点確保等の支援
- ・ 創業希望者と事業者との交流事業体制の構築

○事業者が必要な取り組み

- ・ 自社の強みを活かし、転用可能な市場への横展開（他分野への転換）
- ・ 各種支援制度、補助金の積極的活用
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業等への参加

●目標数値

評価指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)
事業承継に係るセミナー等の開催回数	0回	5回
創業支援計画支援に伴う創業者件数	5件	5件
企業誘致数	1企業	5企業

重点課題

販路開拓に向けた支援、受注機会の確保

● 対策

○ 町の具体的な取り組み

- ・ 販路開拓など専門家の派遣支援
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業体制の構築
- ・ 関係機関（みやぎ産業振興機構など）との連携の強化

○ 事業者が必要な取り組み

- ・ 自社の強みを活かし、転用可能な市場への横展開（他分野への転換）
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業等への参加
- ・ 営業ツールの拡大（SNS、Web サイト）
- ・ 市場ニーズの把握と商品価値の見直し

● 目標数値

評価指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)
専門家による派遣件数	2 件	5 件
ビジネスマッチング事業開催回数	1 回	5 回

重点課題

産学官金・異業種連携の促進

● 対策

○ 町の具体的な取り組み

- ・ 大学等との連携による新技術・新商品開発への支援
- ・ 関係機関（みやぎ産業振興機構など）との連携の強化
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業体制の構築
- ・ 助成金、補助金の拡充および利用促進

○ 事業者が必要な取り組み

- ・ 大学等との連携強化による新技術・新商品開発の促進
- ・ 異業種間交流、ビジネスマッチング事業等への参加
- ・ 事業者間提携による新技術・新商品の開発
- ・ 助成金、補助金等の積極的な活用

● 目標数値

評価指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)
企業の新たな取組への支援数	-	20 件
専門家による派遣件数	2 件	5 件

重点課題

- ① 人手不足への対応
- ② 柔軟な働き方及び働きやすい環境整備

● 対策①

○町の具体的な取り組み

- ・ 地元就職の促進（町内企業の情報や魅力の発信、教育機関との連携）
- ・ 外国人、高齢者、障がい者の雇用等の促進
- ・ 就職説明会等の雇用機会の創出
- ・ 人材育成のための支援

○事業者が必要な取り組み

- ・ 外国人、高齢者・障がい者の雇用の促進
- ・ 人材の育成による技術の継承

● 対策②

○事業者が必要な取り組み

- ・ 子育て、介護、病気治療等と仕事の両立、働きやすい環境づくり

● 目標数値

評価指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)
町内で働く町民の割合	-	33.0%
就職説明会の開催回数	-	10件

重点課題

地域資源の活用の促進及び魅力の発信

● 対策

○町の具体的な取り組み

- ・ シティセールス、PRの拡大
- ・ 他県への地場産品の出品、セールス
- ・ ふるさと納税返礼品の拡充

○事業者が必要な取り組み

- ・ 町と連携したPRの促進
- ・ 自社商品の積極的なPR

● 目標数値

評価指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)
ふるさと納税寄附件数	40,080件 (R6)	60,000件 (R12)
町内の産業に誇りや魅力を感じる町民の割合	-	45.0%
観光入込客数	1,529,288人 (R6)	1,750,000人 (R12)

町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること

重点課題

事業者や関連機関との連携の強化

●対策

○町の具体的な取り組み

- ・ 関係機関との交流、ビジネスマッチング事業体制の構築
- ・ 町内企業の交流、情報交換の場の創出

○事業者が必要な取り組み

- ・ 関係機関との交流、ビジネスマッチング事業を通じた問題意識の共有

●目標数値

評価指標	現状値 (R7)	目標値 (R12)
ビジネスマッチング事業開催回数 (再掲)	1回	5回
町内企業による交流事業開催回数	-	10回

第5章 計画の推進体制及び役割

1. 各主体の役割

(1) 町の役割

町は、条例に基づき、中小企業・小規模企業者振興施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、中小企業・小規模企業者の振興施策を推進するにあたり、積極的なその取組に関する情報の発信に努めます。

(2) 中小企業・小規模企業者の役割

(ア) 中小企業・小規模企業者は、経済的・社会的環境の変化に対応してその成長及び発展若しくはその事業の持続的発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めます。

(イ) 中小企業・小規模企業者は、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めます。

(ウ) 中小企業・小規模企業者は、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めます。

(3) 中小企業・小規模企業者振興団体の役割

中小企業・小規模企業者振興団体は、中小企業・小規模企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

(4) 大企業者の役割

(ア) 大企業者は、地域の活性化に資するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力を努めることとします。

(イ) 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業者と連携及び協力を努めることとします。

(ウ) 大企業者は、町内において生産、製造又は加工された物を取り扱うなど、町内で提供されるサービス等の積極的な利用に努めることとします。

(5) 金融機関の役割

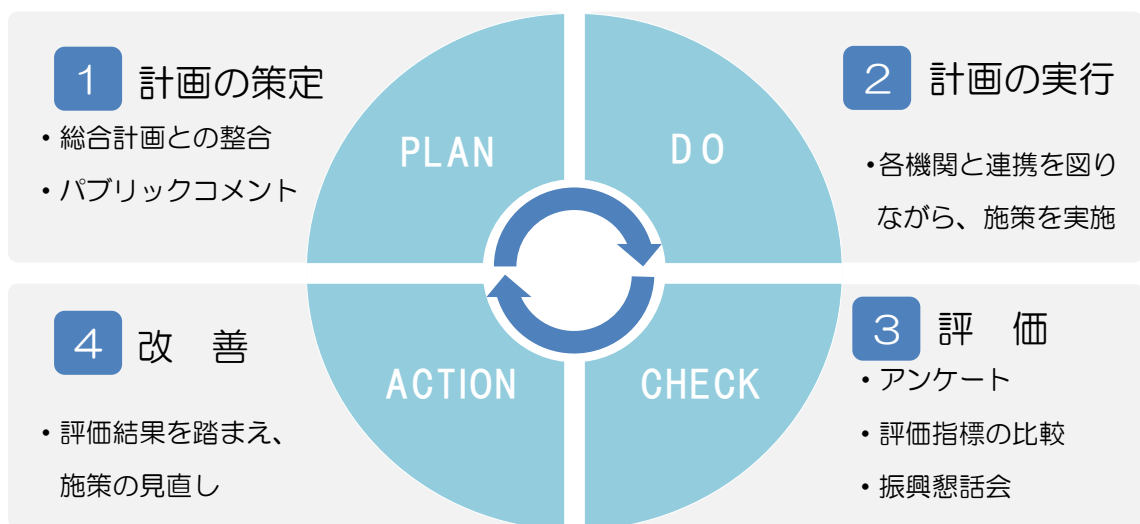
金融機関は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業者の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業者の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めることとします。

(6) 町民の役割

中小企業・小規模企業者の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業者の健全な発展に協力することとします。

2 PDCAによる評価・検討

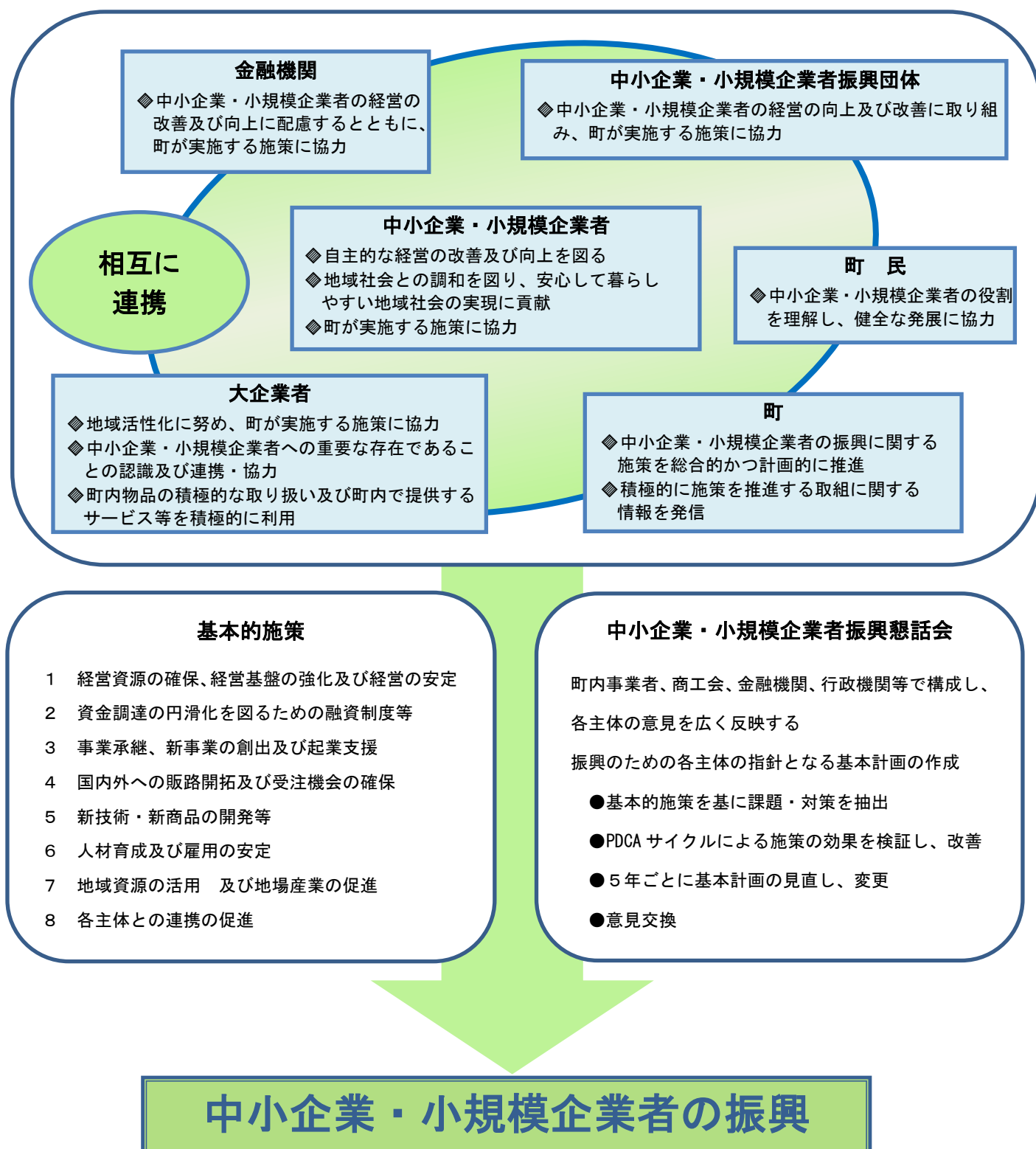
本計画に基づく事業の実施にあたっては、費用対効果など具体的な検討を行うとともに、実施効果に関する各施策を評価・比較し、目標達成に効果的な実施方法・内容への見直し・改善を図ります。



3 推進体制

本計画の推進にあたっては、基本条例に基づき、各主体がそれぞれの役割を果たしつつ、町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民が一体となって、国、県、近隣自治体、その他関係機関との連携を図りながら推進します。

【推進イメージ図】



1. 計画策定の経過及びメンバー

本計画の策定にあたっては、中小企業・小規模企業者、大企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、金融機関及びその他関係機関の意見を広く反映させる場として、「利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会」を設置し、以下のとおり開催しました。

令和7年度

開催（実施）日	懇話会
令和7（2025）年8月19日	第1回振興懇話会
令和7（2025）年9月1日～ 令和7（2025）年10月24日	アンケート調査
令和7（2025）年11月26日	第2回振興懇話会
令和8（2026）年1月末～ 令和8（2026）年2月末	パブリックコメント
令和8（2026）年3月中旬	第3回振興懇話会
令和8（2026）年4月	基本計画の公表

懇話会委員

区分	所属	役職	氏名
企業代表	真栄工芸 株式会社	代表取締役	くまがい ほじめ 熊谷 一
企業代表	イオンモール新利府	ゼネラルマネージャー	おのうえ まさひろ 尾上 雅博
企業代表	株式会社 三和食品	専務取締役	おくやま しげひろ 奥山 茂博
企業代表	株式会社 ごんきや	代表取締役社長	さとう ともき 佐藤 知樹
企業代表	有限会社 春日屋	代表取締役	すがわら みきお 菅原 幹雄
振興団体	利府松島商工会	事務局長	たかはし かおる 高橋 薫
金融機関	株式会社 七十七銀行 利府支店	支店長	ちば あきふみ 千葉 彰史
金融機関	仙台銀行 株式会社 利府支店	支店長	かねこ のりお 金子 紀雄
行政機関	経済産業部	部長	ふじおか あきお 藤岡 章夫

令和8年1月1日時点 ※敬称略

2. 利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例

令和2年3月12日

条例第1号

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業者が本町における経済の発展に果たす役割の重要性に鑑み、その振興に関し、基本理念を定め、及び町の責務、中小企業・小規模企業者の役割等を明らかにするとともに、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、中小企業・小規模企業者の成長及び発展並びにその事業の持続的発展並びに地域経済の活性化を図り、もって町民の生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 中小企業・小規模企業者振興団体 商工会その他の中小企業・小規模企業者の振興を支援する団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業・小規模企業者以外の事業者であつて、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 金融機関 銀行、農業協同組合その他の金融業を行う者であつて、町内に事業所を有するものをいう。
- (5) 町民 町内に住所を有する者、町内の事務所又は事業所に勤務する者及び町内の学校に在学する者をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業者の振興は、中小企業・小規模企業者が地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしているという基本的認識の下、中小企業・小規模企業者の自らの創意工夫及び自主的な努力を尊重しつつ、町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民が一体となって、国、県その他関係機関との連携を図ることを基本として行われるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 町は、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策を推進するに当たっては、積極的にその取組に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業者の役割)

第5条 中小企業・小規模企業者は、基本理念に基づき、経済的・社会的環境の変化に対応してその成長及び発展若しくはその事業の持続的発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業・小規模企業者は、基本理念に基づき、地域社会を構成する一員として、地域社会との調和を図り、安心して暮らしやすい地域社会の実現に貢献するよう努めるものとする。

3 中小企業・小規模企業者は、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業者振興団体の役割)

第6条 中小企業・小規模企業者振興団体は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業者の経営の向上及び改善に積極的に取り組むとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第7条 大企業者は、基本理念に基づき、地域の活性化に資するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 大企業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任及び影響を自覚することはもとより、中小企業・小規模企業者が自らの事業活動の維持及び発展に欠くことのできない重要な存在であることを認識し、中小企業・小規模企業者と連携及び協力するよう努めるものとする。

3 大企業者は、町内において生産、製造又は加工された物を積極的に取り扱い、町内で提供されるサービス等を積極的に利用するよう努めるものとする。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、基本理念に基づき、中小企業・小規模企業者の資金需要に対して適切に対応すること等により、中小企業・小規模企業者の経営の改善及び向上に配慮するよう努めるとともに、町が実施する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の理解と協力)

第9条 町民は、中小企業・小規模企業者の振興が地域経済の基盤形成、雇用環境の整備等の町民の生活の向上において重要な役割を果たしていることを理解し、中小企業・小規模企業者の健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(基本的施策)

第10条 町が推進する中小企業・小規模企業者の振興に関する施策は、次に掲げる事項を基本として行うものとする。

- (1) 経営資源の確保、経営基盤の強化及び経営の安定に関すること。
- (2) 資金調達の円滑化を図るための融資制度等に関すること。
- (3) 事業承継、新事業の創出及び起業支援に関すること。
- (4) 国内外における販路の開拓及び受注機会の確保に関すること。
- (5) 新技術及び新商品の開発等に関すること。
- (6) 人材育成及び雇用の安定に関すること。
- (7) 地域資源の活用及び地場産業の促進に関すること。
- (8) 町、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体、大企業者、金融機関及び町民の相互の連携を促進すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めること。

(小規模企業者への配慮)

第11条 町は、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の推進に当たり、小規模企業者(中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者であって、町内に事務所又は事業所を有するものをいう。以下同じ。)に配慮し、小規模企業者の事業の持続的発展を図るため、経営に関する支援体制の整備の促進その他必要な施策を講ずるものとする。

(基本計画の策定)

第12条 町は、中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、中小企業・小規模企業者振興基本計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 町は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、中小企業・小規模企業者、中小企業・小規模企業者振興団体及び金融機関の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 町は、中小企業・小規模企業者をめぐる情勢の変化を勘案し、及び中小企業・小規模企業者の振興に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに基本計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。
- 4 第2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

3. 利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会設置要綱

(設置)

第1条 利府町中小企業・小規模企業者振興基本条例（令和2年利府町条例第1号。）第12条第1項に規定する基本計画（以下「基本計画という。」）の策定及び変更にあたり、中小企業・小規模企業者等の意見を広く反映させるため、利府町中小企業・小規模企業者振興懇話会（以下「振興懇話会」という。）を置く。

(意見等を求める事項)

第2条 振興懇話会において意見又は助言を求める事項は、基本計画の策定及び変更に関する事項並びにその他町長が必要と認める事項とする。

(組織)

第3条 振興懇話会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 中小企業・小規模企業者を代表する者
- (2) 中小企業・小規模企業者振興団体を代表する者
- (3) 金融機関を代表する者
- (4) 行政機関の職員
- (5) 前各号に掲げる者のほか、町長が必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は3年を超えない範囲内において町長が定める。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 振興懇話会は町長が招集し、進行役は商工行政に関する事務を所管する部長の職にある者をもって充てる。

(委員の報酬)

第6条 振興懇話会の会議に出席した委員には、予算の定めるところにより報償金及び旅費を支給する。ただし、行政機関の職員又は申出のあった委員には、支給しないものとする。

(庶務)

第7条 振興懇話会の庶務は、商工行政に関する事務を所管する課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、振興懇話会の運営に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年8月18日から施行する。



利府町中小企業・小規模企業者振興基本計画

編集／利府町経済産業部商工観光課

〒981-0112 宮城県宮城郡利府町利府字新並松4番地

TEL (022) - 767-2120

FAX (022) - 767-2107